

さぬき動物愛護センター校外学習等実施要領

1 目的

この要領は、県が学校や各種団体等（以下「学校等」という。）からの要望に応じて、さぬき動物愛護センター（以下「センター」という。）での校外学習及び実習・職場体験の教育活動を実施するにあたり、必要となる事項を定める。

2 対象

学校等に所属し、動物の飼養管理等に意欲を持って活動することのできる者

3 場所

センター内施設及び関連施設

4 日時

休館日を除く午前8時30分から午後5時00分の間で、学校等とセンターで協議の上、決定する。

5 内容

動物愛護の精神育成及び動物の適正管理を主たる内容とし、学校等とセンターで協議の上、決定する。

6 保険加入

学校等は、実習・職場体験（以下「実習」という。）に参加する者（以下「実習生」という。）に対して傷害保険等に加入するものとする。実習の期間中にセンター内で負傷等をして、センターは責めを負わないものとする。

7 実習中における損害賠償責任

実習生は、故意又は過失によりセンター又は第三者に損害を与えた場合は、学校等又は実習生個人の責任において、その損害を直ちに弁償すること。

センターは、実習生の故意又は過失により学校等又は第三者に発生した損害につき、民法第715条に基づく使用者責任及び民法第709条に基づく不法行為責任を負わない。

8 申込方法

申込にあたっては、事前に申込者とセンターが、授業内容や日程について十分に協議した上で、別紙「校外学習等申込書」を提出することとする。なお、申込者は学校等からのみとする。

9 施行年月日

令和5年4月1日から施行する。

参考資料

民法（抜粋） 第709条及び第715条

（不法行為による損害賠償）

第709条

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

（使用者等の責任）

第715条

ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の専任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は、相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

2 使用者に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。

3 前2項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。